

## 生徒心得

本校生徒は常に秀英高等学校の生徒としての自覚と誇りをもって行動し、次の事項を守ってください。（生徒手帳は常に携帯すること。）

### 1.登校・下校

登校・下校の際は服装を正し、マナー・ルールを守り、本校生徒としての品位を傷つけないよう注意する。

- (1)生徒は8時45分までに登校する。特別な事情で学校に残るときは、担任又は顧問に申し出、許可を得る。
- (2)マナー・ルールをよく守り、通学途上は他の歩行者、車両等の妨げにならぬよう充分留意する。
- (3)指定された通学路を通る。
- (4)駅構内での待ち合わせ、長時間の立ち話等はしない。
- (5)やむをえず登下校の途中寄り道をする場合は、あらかじめ保護者と担任の許可を得る。
- (6)自転車通学は必ず各自で保険に入り、通学区間の許可願を提出する。
- (7)特別な事情のある場合を除き、自動車、タクシー等による通学は禁止する。
- (8)緊急災害時の対応について避難場所等、家族でよく話し合い確認をしておく。

※詳細に関しては掲示物・配布物等で確認すること。

## 2.容儀

服装・頭髪は常に清潔・質素を旨に、規程を守り、本校の生徒らしい品位を保つよう心がけること。

### (1)服装規程

ワイシャツ（胸に布章を付ける）、肌着（白・ベージュ）、ブレザー、ネクタイ、リボン（正・準）、指定パーカー、指定ポロシャツ、スカート（正・準）、革ベルト、指定セーター、指定ベスト、無地靴下（白・黒・紺・グレー）、革靴（黒）

- ・ ブレザーを着る場合は必ずネクタイ・リボンを着用する。
- ・ スカート丈は裾が膝の真ん中に達する長さとし、むやみに短くしたり長くしたりしない。
- ・ セーター、コート類（ダッフルコート・Pコート）、ダウン、ウインドブレイカー、マフラー、ネックウォーマーは寒暖に応じ本校規定のものを着用する。  
本校規定とは、白・黒・紺・グレーの単色ワンポイントを基本とし、華美でないもの。  
蛍光色は不可とする。
- ・ 寒暖に応じベージュの無地ストッキング・黒無地タイツの着用可。  
※但し、ベージュの無地ストッキングを着用する場合は、必ず靴下を履くこと。
- ・ 靴下は、くるぶしが見える短い丈のソックス及び、ルーズなものは不可。
- ・ 校章は必ずブレザーのえりに装着する。（※2年生・3年生のみ）
- ・ 入学式・卒業式・始業式（1学期・3学期）・終業式（2学期）・修了式（3学期）は、正装（ブレザー・ネクタイ・正スカート・正リボン）で行う。
- ・ その他本校生徒の品位を傷つけるような服装は一切禁止とする。

### (2)頭髪の規程

- ・ 学習に支障のない、清潔感のある高校生らしい髪型とし、結ぶ場合は飾りのないヘアゴムのみ可。クリップ・ヘアバンド等は不可。
- ・ パーマ・染色・脱色等は禁止とする。

### (3)通学鞆の規程

手ぶらでの登校は原則禁止とする。

### (4)その他の規程

- ・ ピアス・化粧・マニキュア・その他装飾品は厳禁とする。
- ・ 病気、怪我、その他やむを得ない理由で規格外の服装をする必要のある者は、保護者から異装願を提出し許可を得る。

※異装願の提出もなく異装登校した場合は、注意・保護者連絡をする。

### 3.校内での心得

自主的、協動的精神の育成に努めると共に常に本校生徒としての本分を忘れないように心掛ける。

- (1)本校職員をはじめ、来客に対してすすんで挨拶をする。
- (2)始業から終業までは校外に出てはならない。もし、やむを得ない理由で校外に出る必要のある場合は、教員の許可を得る。
- (3)廊下、階段は静かに歩き、走らない。
- (4)所持品にはすべて学年、クラス、氏名を明記する。
- (5)貴重品は担任に預け、保管を依頼する。  
万一紛失のあった場合は直ちに届ける。
- (6)言葉づかいには充分注意し、本校生徒として恥ずべき言動はしない。
- (7)休憩時であっても騒がしくせず、また他人の妨害になることは慎む。
- (8)ポスター、ビラ等の掲示配布を望む場合、事前に必ず届け出て学校長の許可を得る。
- (9)学校長の許可なく学校の物品を持ち出したり、または掲示物を取りはずしたりしてはならない。  
該当者は弁償の責を負うことがある。
- (10)特別教室や他クラスの教室へ、みだりに入ってはならない。
- (11)学校内での歩きながらの飲食を禁止する。
- (12)昼食は原則自分の教室、または所定の場所（ラウンジ等）で昼休みにとる。
- (13)ガムは校内に持ち込まない。
- (14)雑誌、娯楽品、貴重品などの学校生活において不要な物、または華美・高価な物を携帯所持しない。
- (15)教科書、学用品、履物、傘等は所定の場所に保管する。
- (16)携帯電話は、校内においては電源を切り、担任・部活顧問に預ける。
- (17)学習のための電子機器は自己管理とし学校のルールを守って利用する。

### 4.校外での心得

校外では常に本校生徒として誇りと責任を持って行動し、言動はすべて気品のあるものでなければならぬ。

- (1)校内外で出会った時の挨拶の励行。
- (2)登下校の際は必ず制服を正しく着用する。
- (3)登下校中の歩きながらの飲食を禁止する。
- (4)遊技場等高校生にふさわしくない場所への出入りを禁止する。
- (5)保護者の許可なく外泊をすることを禁止する。
- (6)夜間の外出は特別な理由がない限り控える。
- (7)運転免許証（二輪・四輪）を取得した場合は直ちに届け出、登下校には使用しない。
- (8)アルバイトは学校指定の用紙により学校に届け出る。
- (9)携帯電話の使用については、マナー・ルールを守り、他人に迷惑をかけない。
- (10)ネット・SNSに関しては、肖像権や法律に関わる問題が発生したり、様々な犯罪に巻き込まれる可能性が高いため画像・書き込み等をネット上にアップすることを禁止する。

## 5. 休暇中の心得

- (1) 勉学の遅れを取り戻し、またふだんできない研究、読書等に励み、常に自己の人格形成に努める。
- (2) 心身を鍛え、健全な精神と身体を養う。

## 6. 生徒間の交際

お互いに理解と尊重、思いやりの気持ちを育み、よき友人として、広く交友関係を保つことを心掛ける。

- (1) 上級生は愛情をもって下級生と交わり、常に模範となるよう心がける。
- (2) 下級生は上級生に対して礼を失わないようにし、常に協力するよう心がける。
- (3) 友人間の金品の貸借はしない。
- (4) 交際は清純にして節度を守ることが大切である。秘密をもったり、誤解を招くような交際はしない。

## 7. 携帯電話の使用に関して

- (1) 本校では携帯電話の所持については許可制になっており、希望する場合「携帯電話持込許可願」の提出を義務づけている。
- (2) SNS等への書き込みや画像（動画）の投稿に関連した問題が増えている。しっかりと「判断力・自制力・責任感」をもって個人情報を管理し、他人を誹謗中傷したり、トラブルに巻き込まれたりしないように十分に注意する。インターネット上でのトラブルが発生した場合には、厳しく対処することがある。

## 8. 不用品の持ち込みについて

授業等に関係のないものの持ち込みは禁止する。  
発見した時点で没収し、一定期間学校で預かる。

## 9. 懲戒

法律にふれる行為や生徒心得において禁止されている事項を遵守せず、学校の秩序を乱すなど本校生徒としてふさわしくない問題行為があった場合は、本校内規により厳重注意、停学、または退学等の懲戒を行う。懲戒は学校長が行う。

## 10.保健室について

元気に学校生活がおくれるように、健康面でお手伝いをします。心も身体も大きな変化をする時期ですので、いろいろなトラブルが起きてくると思います。また人間関係の悩みも増えてくるかもしれません。そんな時は自分自身でその問題を解決できるように相談に乗ります。一緒に考えていきましょう。

### \*保健室の利用の仕方

#### ①けがをした時や体調の悪いとき

- ・原則として休み時間に来室してください。
- ・保健室での休養は基本的に1時間までとし、それ以上休養が必要な場合は、担任と相談して対応を決めます。
- ・内服薬の投与はしていません。
- ・けがの手当では、原則的に当日学校でのけがの応急処置のみです。継続的治療は行いません。

#### ②スポーツ振興センターの手続き

- ・授業中や登下校、部活動、休み時間などにけがをし、医療機関に受診した場合には給付金が支給されます。担任及び担当の先生（教科担当や部活動の顧問の先生）に報告し、書類を保健室に取りに来てください。

#### ③スクールカウンセリングについて

- ・原則として週に1回スクールカウンセラーの先生が心の悩みを持った人の相談を受けています。利用する場合は、担任の先生か保健室に連絡してください。

#### ④その他

- ・養護教諭によるからだや心の相談も受けています。気軽に相談してください。

## 施設校具

学校の施設、校具類はすべて共有のものである。学校生活の向上、教育効果の実現においてこれらは欠かすことのできないものである。個人の故意又は不注意によって損傷することのないよう心がけなければならない。

(1)学校の施設、校具は担当教諭の指示のない限り、所定の位置を移動してはならない。

(2)施設、校具を故意に損傷または落書き等をした場合は弁償の責を負わなければならない。